

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正等について

平成18年7月
国土交通省
道路局路政課

1. 改正の背景

道路上における放置自転車の問題の早期解決など、歩行者の安全で円滑な通行を確保することが喫緊の課題となっているところです。

このため、以下のとおり道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）を改正すること等を検討しています。

2. 改正の概要

(1) 道路上に設ける二輪自動車又は自転車の駐車の用に供する施設の占用物件への追加

占用物件については、道路法（昭和27年法律第180号。）第32条及び令第7条において限定列挙されているところではありますが、道路上に設ける自転車の駐車の用に供する施設及び二輪自動車の駐車の用に供する施設（以下、「路上自転車駐車場等」という。）は占用物件に含まれていないため、新たに当該路上自転車駐車場等を占用物件として追加し、道路管理者以外の者が道路上に設置できるよう措置することを検討しています。

また、路上自転車駐車場等の占用により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことがないよう、その設置場所の基準を設けるよう措置することや当該路上自転車駐車場等の占用料を定めるよう措置することを検討しています。

(2) 交差点等における歩行者の案内のための標識の設置

令第10条第2項の規定により、「道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所」（以下「交差点等」という。）の地上には、電線及び電柱を除き占用物件を設けてはならないこととされていますが、当該場所に、占用物件として歩行者の案内のための標識を設置できるように措置することを検討しています。

3. 道路法施行令の一部改正に伴う占用許可基準の策定

(1) 路上自転車駐車場等の占用許可基準

路上自転車駐車場等の占用が可能となることから、令に規定する設置基準に加え、占用主体等について占用許可基準を策定することを検討しています。具体的には、占用主体としては、地方公共団体及び鉄道事業者等を予定しています。また、近傍に点字ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な距離が確保できる場所であること等の占用の場所等の基準を設けることを予定しています。

(2) 交差点等における歩行者の案内のための標識の占用許可基準

交差点等の地上に特例として、歩行者の案内のための標識の占用が可能となることから、当該標識の設置に当たっての占用許可基準を策定することを検討しています。具体的には、占用主体としては、地方公共団体及び観光協会等であって、占用物件を適切に管理することができる者を予定しています。また、対象となる標識は官公署等の公共施設及び著名な観光施設等を案内するものであり、多数の歩行者等の利便が図られるとともに、交通に支障を及ぼさないと認められるものであること等の基準を設けることを予定しています。

4. スケジュール（予定）

公布日：平成18年8月

施行日：平成18年10月